

東海市条例第12号

東海市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

東海市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年東海市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東海市心身障がい者医療費の助成に関する条例

本則（第2条第2号を除く。）中「心身障害者」を「心身障がい者」に、「障害等級」を「障がい等級」に、「精神障害入院者」を「精神障がい入院者」に改める。

第2条第1号中「該当する身体障害者」を「該当する身体障がい者」に改め、同条第2号中「、知的障害者福祉法」を「又は知的障害者福祉法」に、「知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は愛知県心身障害者コロニー中央病院」を「知的障がい者更生相談所」に、「の知的障害者」を「の知的障がい者」に改め、同条第3号中「障害名」を「障がい名」に、「じん臓機能障害」を「腎臓機能障がい」に改め、同条第5号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「（昭和25年法律第123号）」を加え、「精神障害者」を「精神障がい者」に改める。

第4条第1号中「障害」を「障がい」に改め、同条第4号ア中「、精神障害者」を「、精神障がい者」に改め、同条第5号中「精神障害者」を「精神障がい者」に改める。

第5条第3項中「第33条の2」を「第33条第6項」に、「精神障害の」を「精神障がいの」に改める。

第6条第1項中「障害者医療費受給者証（精神障害者）」を「障がい者医療費受給者証（精神障がい者）」に、「精神障害者医療費受給者証」を「精神障がい者医療費受給者証」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定及び同条第5号の改正規定（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に

「(昭和25年法律第123号)」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(東海市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 2 東海市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年東海市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「障害等級」を「障がい等級」に、「東海市心身障害者医療費の助成に関する条例」を「東海市心身障がい者医療費の助成に関する条例」に、「精神障害者(」を「精神障がい者(」に、「精神障害者を」を「精神障がい者を」に改める。

(東海市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 3 東海市母子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年東海市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2号中「障害」を「障がい」に改め、同項第6号中「東海市心身障害者医療費の助成に関する条例」を「東海市心身障がい者医療費の助成に関する条例」に、「精神障害者」を「精神障がい者」に改める。

(東海市特定疾病患者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 4 東海市特定疾病患者の医療費の助成に関する条例(昭和62年東海市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「東海市心身障害者医療費の助成に関する条例」を「東海市心身障がい者医療費の助成に関する条例」に、「精神障害者(」を「精神障がい者(」に、「障害等級」を「障がい等級」に改める。

(東海市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

- 5 東海市個人番号の利用に関する条例(平成27年東海市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「東海市心身障害者医療費の助成に関する条例」を「東海市心身障がい者医療費の助成に関する条例」に改める。